

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年3月16日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 奥 村 敦

記

公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 監 査

1. 監査の概要

（1）監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

種別：公の施設の指定管理者監査

（2）監査の対象

監査対象とした団体 公益財団法人 東海水産科学協会

監査対象事務 監査対象団体：公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況

所管課：監督・指導管理事務

監査対象期間 平成30年度、平成31年4月～令和元年9月まで

（3）監査の実施期日

書面審査 令和2年1月9日～令和2年1月28日

実地監査 令和2年1月29日

所管課に対する聞き取り 令和2年2月3日

2. 監査の方法

当該監査対象団体及び所管課から関係書類、諸帳簿等の提出を求めるとともに、（公財）東海水産科学協会事務局職員及び所管課の教育委員会事務局職員から説明を聴取した。

3. 監査対象の概要

I 事業の内容

(1) (公財) 東海水産科学協会の概要及び事業目的

(公財) 東海水産科学協会は、『広く水産および海洋分野にかかわる文化、学術、科学振興、教育の促進、および海洋環境の保全、整備に寄与すること』を目的としている。(定款第3条)

(公財) 東海水産科学協会は、前述の目的を達成するため、次の事業を行うこととしている。

- ①水産および海洋の振興、海洋環境保全を目的とした研究
- ②水産および海洋の振興を促進し、海洋環境の保全を図るための海洋教育活動
- ③水産・海洋振興、海洋環境保全および海洋教育のための博物館を運営
- ④水産・海洋振興、海洋環境保全に関する啓蒙普及活動
- ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 市との関係

「鳥羽市立海の博物館」の指定管理

(公財) 東海水産科学協会は、市議会の議決を経て指定管理者として次の指定期間で管理運営を行っている。

①指定期間

平成29年10月3日から令和2年3月31日まで

②指定管理料

(単位：円)

名 称	平成30年度決算額	令和元年度予算額
鳥羽市立海の博物館指定管理料	7,753,320	7,922,000

(3) 指定管理対象施設の概要

鳥羽市立海の博物館

鉄筋コンクリート瓦葺平屋建

文化財収蔵庫 2013.08㎡ 外7棟

「海の博物館」は、昭和46年(1971年)漁村の歴史、民俗、文化をテーマに開館し、漁具や生活用具などの有形の資料、祭りや漁の様子を記録した無形の資料を収集している。1992年、収集してきた資料のうち6,879点が「伊勢湾・志摩半島・熊野灘の漁労用具」として国の重要有形民俗文化財に指定され、資料の永久保存を第一に現在地に移転した。民俗資料の数約6万点、全国各地から集められた木造船約90隻を適切に保存しながら、テーマに応じた展示を行い、漁村文化を伝える活動を行っている。

(4) 指定管理対象施設の利用状況 (令和元年度の数值は令和元年9月末現在)

(単位:人)

入館者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度	1,927	3,911	1,921	1,933	3,721	2,003	3,459	3,733	1,399	2,247	2,249	6,737	35,240
令和元年度	2,634	3,705	1,543	2,464	4,217	2,235	-	-	-	-	-	-	16,798

II 組織

(公財) 東海水産科学協会の組織は、理事、監事、事務局で構成している。

事務局体制 (令和元年9月末現在)

理事長・事務局長 (1)

館長・学芸員 (1)

学芸員・資料室室長 (1)

経理事務等 (1)

パート学芸員 (1)

パート (3)

アルバイト (2)

III 財務状況

指定管理業務にかかる平成30年度決算報告書は以下のとおりである。

【収入の部】

(単位:円)

種 別	予算額	決算額
指定管理料	7,699,320	7,753,320
利 用 料 金	入館料	17,399,880
	施設利用料	29,160
	資料利用料	49,680
事 業 収 入	体験学習参加料	4,000,320
	売店売上料	4,999,320
	喫茶売上料	4,000,320
補助金収入	特別展補助金	1,944,000
そ の 他 収 入	雇用保険料	51,840
	自動販売機設置料	29,160
合 計	40,203,000	40,191,477

【支出の部】

種 別	予算額	決算額
人件費	給与・賃金・諸手当	15,826,000
	福利費	2,000,000
	退職給与引当金	1,170,000
事業費	展示・体験学習経費	4,907,000
	仕入費	3,981,000
	調査・保存費	570,000
	営業費 他	2,347,000
管理費	光熱水費	3,413,000
	委託料 他	3,011,000
消 費 税		2,978,000
合 計	40,203,000	39,625,440

4. 監査の結果

指定管理者である（公財）東海水産科学協会は、平成29年10月3日に市立化した鳥羽市立海の博物館の指定管理者として、海に関する約6万点（含 国指定重要有形民俗文化財6,879点）の民俗資料の所蔵、展示、体験プログラムの実施により、市民及び市外からの来館者に海辺の暮らしの魅力等を伝えるなど様々な事業の展開に尽力されていることが確認できた。今後においても、所管課と指定管理者が「鳥羽市立海の博物館の管理に関する基本協定書」を共通認識し、適正な管理運営となるよう努められたい。なお、他分野連携により、市全体として海の博物館を活かした地域活性化に取り組むとともに、海女振興や体験プログラムを通じた海洋教育の推進を図られ、今後においても、鳥羽市立の博物館として、最大限活用されるようさらなる事業発展を期待する。

（１）指摘事項

①収蔵する資料等の貸出しに関する業務について〔注意事項〕

基本協定書の仕様書では、「収蔵する資料等の貸出しを行うときは、貸出台帳で行うこと。」と規定されているが、許可書で管理されており貸出台帳が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

（２）所 見

①モニタリングにおける総合評価表の活用について〔努力・要望事項〕

協定書には評価表を用いたモニタリングの実施についての規定は見受けられないものの、指定管理者側の評価、所管課側の評価をそれぞれ行い、それを文書に残していくことは重要であると思われるので、より良好な施設管理に繋がるよう総合評価表の活用も検討されたい。